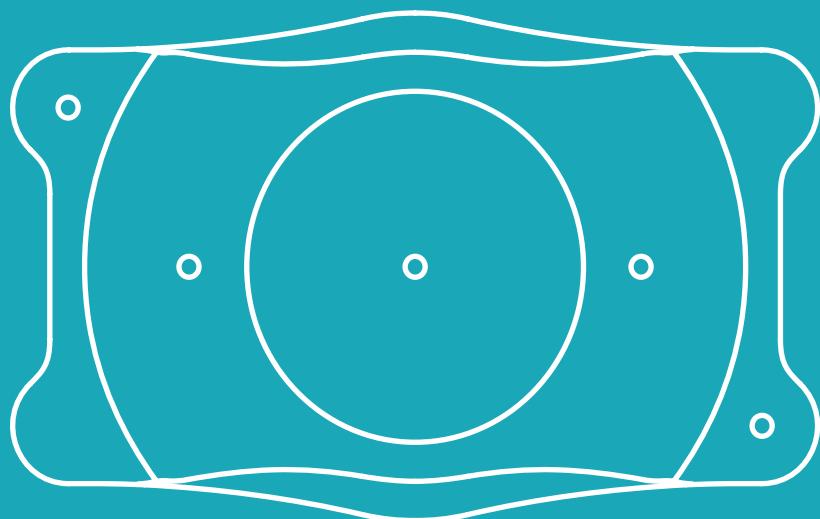


# 眼内コンタクトレンズ（ICL）治療の医療費控除



# 眼内コンタクトレンズ(ICL)治療の医療費控除

ICLの治療費は医療費控除の対象です。医療費控除は年末調整では対応できず、確定申告を行ってそのメリットを受けるしかありません。けれど、人によっては十万円単位での税金の還付を受けることができます。

確定申告と聞いて、どんなイメージを抱くでしょうか。おそらくほとんどの方が「めんどくさい」とか「よくわからない」と思うはずです。

最近ではフリーランスのみならず、サラリーマンもふるさと納税や医療費控除などによって、確定申告が身近なものになりました。しかも税金の還付を受けるだけの確定申告は、慣れてしまえば難しいものではありません。

医療費控除の概要や、控除対象となる医療費の範囲、また、具体的な還付金額や確定申告書の記載の仕方を見ていきましょう。

## 医療費控除と医療費の範囲

医療費控除とは1年間で支払った医療費の金額によって、納める税金を減らす制度です。

医療費控除の対象範囲は、同一生計の家族の医療費も含みます。つまり、もしあなたが世帯主なら配偶者や子供の治療に関する医療費も、あなたの税金を減らす可能性があります。あるいは、あなたが世帯主でなければ、あなたの医療費が世帯主の税金を減らす可能性もあるのです。

具体的には、年間の医療費の総額から10万円を差し引いた金額が「控除」という形で税金を減らしていきます。

「控除」という言葉は特に覚えなくても大丈夫です。とにかく「控除」というものには税金を減らす効果があるんだ、それくらいで問題ありません。具体的な数字を使ったケーススタディや、確定申告書の記載方法は後述するので安心してください。

## 医療費の範囲

医療費控除の対象となる医療費には自由診療も含みます。ポイントは医師の診療又は治療を受けて支払ったものかどうかです。

ICL治療は手術で眼の中にレンズを入れる矯正方法ですので、その費用は医療費控除の対象です。

## 医療費控除の計算と還付される税金の額

医療費控除の計算については、細かいことはさておき、ざっくりと把握すれば問題ありません(国税庁のプラウザソフトに年収などの情報を入力すれば自動で計算されます。後述するので安心してください)。具体的な金額は下のように計算されます。

### 確定申告の際の医療費控除の額※

(支払った医療費 - 保険金などで補填される金額 - 10万円)

### 減額される税金額

(支払った医療費 - 保険金などで補填される金額 - 10万円) × 自分の税率

※ 医療費控除の上限額は200万円です。また、所得金額が200万円未満の方は、その所得金額の5%の金額となります。

次に税率とケーススタディを見てみましょう。

## ケーススタディ

サラリーマンが支払う税金は主に、所得税と住民税です。

所得税の税率は下記の表のとおりで、住民税の税率は一律10%です。

所得税の速算表(平成27年分以降)

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超える 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超える 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超える 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超える 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超える 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

例えば、所得税率20%かつ住民税率10%の方がいるとします。その方が年間で50万円の医療費を使ったとすると、

$$(50万円 - 10万円) \times 税率(20+10)\% = 12万円$$

という具合に、先の式に当てはめて、減額される税金の額が約12万円であると把握することができます。

このときの注意点は、所得税の税率です。年収をベースに上記の所得税率表を見るのではありません。

源泉徴収票のサンプルを確認してみましょう。

源泉徴収票のサンプル写真。複数枚の紙面で構成され、各欄に手書きで情報が記載されている。

この場合は、年収が7,978,800円です。所得はもっとずっと低く、

$$5,980,920円 - 1,960,376円 = 4,020,544円$$

と計算されます。源泉徴収票をみて所得を計算する方法は、このようにワンパターンで覚えておきましょう。

→給与所得控除後の金額 - 所得控除の額の合計額 = 所得の金額

そうするとこの源泉徴収票の持ち主は、所得税率表にあてはめると所得税率20%であるとわかります。

最後に源泉徴収票を用いて、確定申告書を作成してみましょう。

## 確定申告書の作り方

源泉徴収票、医療費の支払い先と金額がわかる資料(領収書など)、マイナンバーカードを用意しましょう。

国税庁のホームページには「確定申告書等作成コーナー」というブラウザソフトがあり、その流れに沿って入力を進めれば、基本的には確定申告書は完成します。



確定申告書等作成コーナー  
www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl

以下は、画面に沿って解説します。

国税庁 確定申告書等作成コーナー

作成コーナーTOP

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覗ください。

NEW 作成開始 >

保存データを利用してもう一度作成 >

\* 新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成

\* 中途で保存したデータ(拡張子が「.data」)を読み込んで、作成を再開

\* 過去の申告書データを利用して作成

上記URLをクリックするとこの画面が表示されます。作成開始をクリックします。

国税庁 確定申告書等作成コーナー

税務署への提出方法の選択

e-Taxで提出 マイナンバーカード方式

e-Taxで提出 ID+パスワード方式

印刷して提出

e-Taxという電子申告の方法もありますが、よくわからなければ一番右の印刷して提出をクリックします。

国税庁 確定申告書等作成コーナー

作成する申告書等の選択

① 事業所得や不動産所得がある方は、税務署の確定申告書を作成する前に、青色申告決算書・収支内訳書を作成してください。

申紙による申告書等と年分を連携してください。

令和元年分の申告書等の作成

所得税 決算書・収支内訳書 消費税 贈与税

\* 所得税の確定申告書を作成します。(医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など)

\* 事業所得や不動産所得がある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。

\* 個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。

\* 財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。

一番左の赤枠「所得税」をクリックします。

入力方法選択

申告する各の所得の種類により申告書の作成手順が異なります。該当する作成手順「作成開始」ボタンをクリックしてください。

給与・年金の方 (給与・年金専用)

給与所得や年金所得のみの方専用  
初めての方でも操作しやすい画面に入力し、申告書を作成します。

ご利⽤例  
・賃料収入・扶養控除、住むところ控除 等を受ける方  
・所得の年金(扶養控除、企業年金、個人年金等)のみの方  
・所得のみ私と年金のみの方など

▶ 作成開始

左記以外の所得のある方 (全ての所得対応)

全ての所得・被控除に応じた入力画面から必要な項目を各自で選択・入力し、申告書を作成します。

ご利⽤例  
・家賃、不動産、旅費控除のある方  
・給与と年金以外の所得(私的、一時、譲渡所得)があり、扶養控除や寄附金控除、住宅ローン控除等を受けている方など

▶ 作成開始

左のボタン選択がお分かりにならない方

表示される質問に「はい」又は「いいえ」と答える、回答に応じて表示される画面に入力し、各選択を進めてください。

ご利⽤例  
・左の作成手順について、どちらを選択すればよいかお分かりにならない方など

▶ 作成開始

一番左の青枠「給与・年金の方」をクリックします。(給与以外の収入がある方は真ん中、よくわからな方は一番右をクリック)

通用を受ける控除の選択

年次課税で控除を受けた控除以外に追加・変更する項目にチェックしてください。

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が他の申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができます。

通用を受ける税額控除について(複数選択可)

選択肢  
医療費控除 税額控除 税額控除

選択肢  
医療費控除 税額控除 税額控除

選択肢  
医療費控除 税額控除 税額控除

上記以外の控除の追加・変更

本年課税で既に受けた控除の変更や、高齢を受けない控除を追加する場合は下記の通りです。

1. 国税年次申告税額控除(扶養控除を含む) 2. 令和元年分の源泉徴収税額控除(扶養控除を含む) 3. 令和元年分の税額控除(扶養控除を含む) 4. 令和元年分の税額控除(扶養控除を含む)

適用を受ける税額控除について(複数選択可)

選択肢  
(特定期間改変) 住宅借入金等特別控除 税額控除 (年次課税で既に適用を受けている場合を除く)

選択肢  
・住宅賃貸費控除 税額控除  
・住宅持分改変特別控除 税額控除  
・高齢住宅新築特別控除 税額控除 のいずれか

選択肢  
・外国税額控除 税額控除  
・予定納税額 税額控除  
・本年分で差し引く算越戻税額 税額控除 のいずれか  
・翌年以後に繰り越す税額 税額控除 のいずれか

医療費控除の適用を受けるので、医療費控除にチェックを入れます。その後は流れに沿って生年月日などを入力すると、源泉徴収票の入力画面になります。

源泉徴収票の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおりに、入力してください。

① 支払金額

円

② 給与所得控除後の金額

円

③ 所得控除の額の合計額

円

④ 源泉徴収税額

2段で記載されている場合、下の段の金額。  
2段で記載されている場合、上の段の金額

円

⑤ 住宅借入金等特別控除の額の記載

あり なし

源泉徴収票

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

源泉徴収票

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

お手元の源泉徴収票の情報を入力します。対応する番号の箇所を転記するだけなので、非常に入力しやすいです。

所得控除の入力

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。  
確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を所有者控除の計算に含めなければなりません。

配達者や郵便局の指名登録の入力は、「配達者控除」、「扶養控除」の入力画面から行ってください。

所得控除の種類 (ふるさと納税はこども)	入力・訂正 内容確認 有無	入力・訂正 内容確認 有無	入力・訂正 内容確認 有無
医療費控除			
扶養控除	入力する		
社会保険料控除			
小遣総支用額控除			
生命保険料控除			
地庫保険料控除			
寄附金控除			
基礎控除			380,000
合計			1,360,375

源泉徴収票の入力が終わったら、次は医療費の詳細を入力します。「入力する」をクリックします。

